

令和6年度HACCPに沿った衛生管理の訪問アドバイス事業（東京都委託事業）

HACCPの訪問アドバイスを活用しませんか？

令和3年6月から、原則すべての食品等事業者は「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」を行うことが食品衛生法で義務づけられています。

東京都では、飲食店等の皆様が「HACCPに沿った衛生管理」を適切に実施・運用できるよう、専門相談員を施設に派遣して、HACCPに関するアドバイスを行う支援事業を行っています。是非、御活用ください。

～このような方にお勧め～

- ・講習会でHACCPの説明を聞いたけど、もう少し詳しく知りたい
- ・自分のお店を見てもらいながら、HACCPについて個別に相談したい
- ・HACCPを適切に実施できているか専門家に見て欲しい

《対象施設》

都内の飲食店、給食施設等

- 23区、八王子市、町田市内の施設を除きます。
- 小規模な一般飲食店向けの手引書を使用する施設が対象です。
- 以前に御利用頂いた方も再度利用できます。

《費用》

無料

申込先・申込方法は裏面へ

HACCPに沿った衛生管理とは？

衛生管理計画を作成し、記録することなどが求められます。

飲食店の皆様は、各業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書を参考に取り組むことができます。

東京都では、小規模な一般飲食店向けの手引書に基づく支援ツール「**食品衛生管理ファイル**」を作成しており、本事業でも活用します。

衛生管理計画

食品衛生管理ファイル

※この食品衛生管理ファイルは、厚生労働省ホームページに掲載されている「小規模な一般飲食店事業者向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」の内容に合致しています。

1 「衛生管理計画」は、定期的に見直し、最新版を「記録表」と一緒に、使いやすい場所に保管をしてください。

2 保健所から求められた場合は、「衛生管理計画」と「記録表」の両方を提示してください。

当施設では、この食品衛生管理ファイルに従って衛生管理を行います。

= 施設情報 =

店名	
店舗所在地	
営業者	
食品衛生責任者	

● 東京都

- 1 -

東京都が実施するHACCP取組支援の詳細は、以下の問合せ先又はホームページで御確認ください。

【問合せ先】（申込先は裏面）

東京都保健医療局健康安全部食品監視課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5320-4475（平日9時～17時）

🔍 食品衛生の窓 HACCP取組支援 **検索**

→「HACCPに沿った衛生管理の訪問アドバイス事業」のページへ

